

# News Release

TSX/NYSE/PSE: MFC

SEHK: 945

報道関係者各位  
2020年11月30日

## マニユライフ生命、外貨建終身保険『こだわり生き生き終身保険(外貨建)』を新たに阿波銀行、静岡銀行、内藤証券、むさし証券で発売

- ・ 契約後一定期間の死亡保障を抑えることで、将来の保障をより手厚く確保
- ・ 積立金額が死亡保障額に達したあとは積立金額の増加に伴い、死亡保障も増加
- ・ 保険料の払込期間が満了したら、将来の死亡保障にかえて年金での受取が可能

マニユライフ生命保険株式会社(取締役代表執行役社長兼 CEO:ブノワ・メスレ、本社:東京都新宿区、以下「マニユライフ生命」)は、無配当外貨建特別終身保険(積立利率変動型) ペットネーム 『こだわり生き生き終身保険(外貨建)』を、2020年12月1日より、新たに4つの金融機関を通じて発売いたします。

金融機関名	取扱開始日
株式会社阿波銀行(取締役頭取:長岡奨)	12月1日
株式会社静岡銀行(取締役頭取:柴田久)	12月1日
内藤証券株式会社(代表取締役社長:井上仁司)	12月1日
むさし証券株式会社(代表取締役社長:野村眞)	12月1日

人生100年時代といわれ、高齢化や定年退職年齢の変化に伴ってライフスタイルが多様化するなか、万が一への備えを確保しながら、将来に向けて資金を準備できる終身保険商品へのニーズが高まっています。『こだわり生き生き終身保険(外貨建)』は、こうしたニーズに応える終身保険です。契約後一定期間の死亡保障を抑えることで、将来の保障をより手厚く確保することができ、さらに、積立金額があらかじめ設定した死亡保障額に到達したあとは、積立金額の増加に応じて保障も増加していきます。積立金の運用は外貨で行うので、海外の金利を活用した効果が期待できます。

生き方や働き方が多様化するなか、マニユライフ生命は、自分らしい、これからの生き方を「Life 2.0」と名付けました。皆さまの「Life 2.0」をサポートするため、マニユライフ生命は今後も先進的な商品およびサービスの提供に取り組んでまいります。

### 『こだわり生き生き終身保険(外貨建)』の特長<sup>\*1</sup>

詳細は別紙および下記 URL を参照:

<https://www.manulife.co.jp/ja/individual/products/goods/kodawari-ikiikisyushin.html>

1. 契約後一定期間の死亡保障を抑えることで、将来の保障をより充実させることができます。
  - ・ 保険期間が、死亡保障を抑えた「第1保険期間」と、契約時に定めた基本保険金額<sup>\*2</sup>が保証される「第2保険期間」に分かれています。
  - ・ 将来の手厚い保障への準備期間としての第1保険期間は5年、10年からお選びいただけます。
2. 積立金額<sup>\*3</sup>が基本保険金額以上になると、積立金の増加に応じて保障が充実していきます。
  - ・ 第2保険期間中に積立金額が基本保険金額以上になった場合の死亡保険金額は、「積立金額×1.01」の金額となります。

3. **海外の金利を活用した運用効果が期待できます。**
  - 契約通貨を米ドルまたは豪ドルのいずれかから選択できます。
  - 保険金や解約返戻金は、契約通貨または円で受け取る<sup>\*4</sup>ことができます。
4. **加入後も積立利率は毎月更改、最低保証があるので安心です。**
  - 積立利率は毎月見直され、市場金利の変動に弾力的に対応します。
  - 米ドル・豪ドルともに、積立利率が最低保証積立利率(年 1.5%<sup>\*5</sup>)を下回ることはありません。
5. **前納利率は毎月設定されます。**
  - 保険料を全期前納した場合には、その保険料(前納保険料)に前納利率が適用されます。
  - 契約に適用される前納利率は、積立利率とは異なり、契約後に更改されることはありません。
6. **年金で受け取ることもできます。**
  - 保険料の払込期間が満了したら、将来の死亡保障にかえて、年金で受け取ることができます。
  - 保障額の一部をご家族のために確保し、残りをご自身への年金として受け取ることも可能です。
  - 年金は円でお支払いします。

\*1 この保険にかかる費用とリスクの詳細は別紙(6 ページ)をご覧ください。

\*2 基本保険金額は、第 2 保険期間中の死亡保険金額として、契約時に定める金額をいいます。ただし、契約後に減額されたときは、減額後の金額をいいます。

\*3 積立金額は、払い込まれた保険料および経過年月数により、保険関係費を控除したあと、積立利率を適用して計算されます。

\*4 「円支払特約 E 型」を付加した場合。その際、マニユライフ生命所定の為替レートが適用されます。

\*5 2020 年 11 月 30 日時点。

---

### **マニユライフ生命について**

マニユライフ生命は、カナダを本拠とする大手金融サービスグループ、マニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーション(マニユライフ)のグループ企業で、2019 年、設立 20 周年を迎えました。プランライト・アドバイザー(自社営業職員)、金融機関、代理店の 3 つの販売チャネルを通じて、法人ならびに個人のお客さまへ、先進的な商品と質の高いサービスを提供しています。詳細はウェブサイト([www.manulife.co.jp](http://www.manulife.co.jp))をご覧ください。

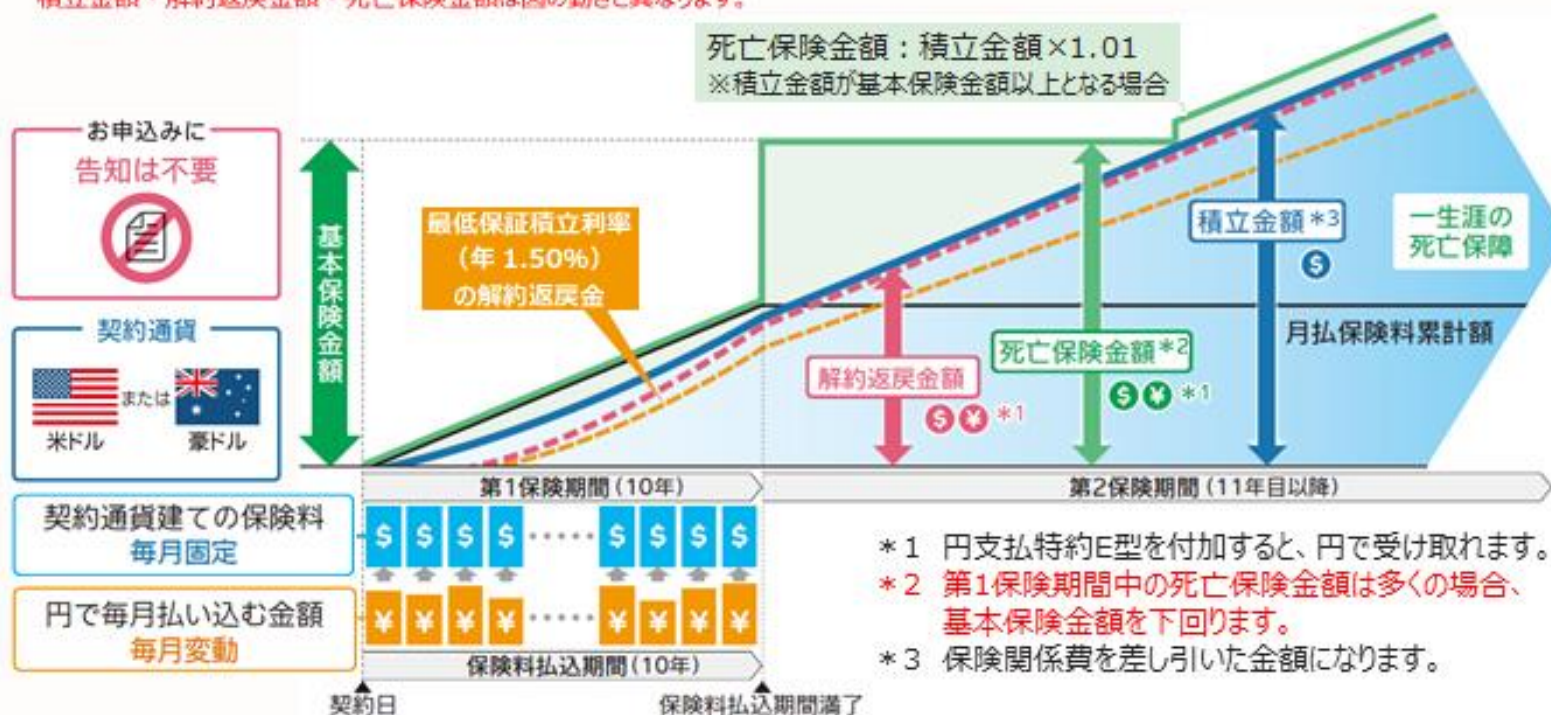
### **「Life 2.0」とは**

人生 100 年時代と言われ、生き方や働き方が多様化する現在において、マニユライフ生命は、皆さまが自ら積極的に行動して未来を切りひらいていくことを応援していきたいと考えています。そして、自分らしい、これからの生き方を「Life 2.0」(ライフ 2.0)と名付けました。「Life 2.0」のかたちは、人それぞれです。マニユライフ生命は、保険会社ならではの多面的な発想と先を見通すプランニングで、皆さまの健康で豊かな「Life 2.0」の実現をお手伝いします。詳しくはこちら [Life 2.0 ガイド \(https://life2.0guide.jp/\)](https://life2.0guide.jp/) をご覧ください。

<『こだわり生き生き終身保険(外貨建)』別紙>

【第1保険期間10年・保険料払込期間10年・保険料を毎月払い込む場合のイメージ図】

※図はイメージです。将来の死亡保険金額等を保証するものではありません  
 実際に適用される積立利率および契約内容によって、  
 積立金額・解約返戻金額・死亡保険金額は図の動きと異なります。



【主な取り扱い】

払込通貨		米ドル／豪ドル																												
基本保険金額	最低額	20,000米ドル／20,000豪ドル																												
	最高額	3億円相当額																												
	単位	1,000米ドル／1,000豪ドル																												
	増額・減額	増額：取り扱いません。 減額：取り扱います。																												
保険料払込期間・契約年齢		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保険料払込期間</th> <th colspan="2">契約年齢</th> </tr> <tr> <th>第1保険期間5年</th> <th>第1保険期間10年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年</td> <td rowspan="2">16～70歳</td> <td>0～80歳</td> </tr> <tr> <td>20年</td> <td>16～70歳</td> </tr> </tbody> </table>			保険料払込期間	契約年齢		第1保険期間5年	第1保険期間10年	10年	16～70歳	0～80歳	20年	16～70歳																
保険料払込期間	契約年齢																													
	第1保険期間5年	第1保険期間10年																												
10年	16～70歳	0～80歳																												
20年		16～70歳																												
保険料	払込方法	月払																												
	最低保険料	30米ドル／30豪ドル																												
	払込等	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">経路</th> <th colspan="3">保険料の払方</th> </tr> <tr> <th>月払</th> <th>年2回払(6ヵ月分)<sup>*1</sup> 年1回払(12ヵ月分)</th> <th>全期前納</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1回 保険料</td> <td>振込</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>クレジットカード</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2回以降 の保険料</td> <td>口座振替</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>クレジットカード</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>				経路	保険料の払方			月払	年2回払(6ヵ月分) <sup>*1</sup> 年1回払(12ヵ月分)	全期前納	第1回 保険料	振込	○	○	○	クレジットカード	○	-	-	第2回以降 の保険料	口座振替	○	○	-	クレジットカード	○	-	-
		経路	保険料の払方																											
月払			年2回払(6ヵ月分) <sup>*1</sup> 年1回払(12ヵ月分)	全期前納																										
第1回 保険料		振込	○	○	○																									
	クレジットカード	○	-	-																										
第2回以降 の保険料	口座振替	○	○	-																										
	クレジットカード	○	-	-																										
死亡保険金額 <sup>*2</sup>	第1保険期間	月払保険料 × 経過月数 ※積立金額が上記の金額を超える場合は、積立金額																												
	第2保険期間	基本保険金額 ※積立金額が基本保険金額以上となる場合は、「積立金額 × 1.01」																												
死亡保険金受取人の範囲		被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族																												

\* 1 上記の表では、保険料の払方を次のように読み替えて表示しています。

- ・登録制一括払（6ヵ月単位） → 年2回払(6ヵ月分)
- ・登録制一括払（12ヵ月単位） → 年1回払(12ヵ月分)

\* 2 支払事由に該当し、死亡保険金が支払われた場合、ご契約は消滅します。

クーリング・オフ	取り扱います。	
解約	解約返戻金額は、契約日から10年以内は積立金額から解約控除を差し引いた金額となります。 解約した場合、ご契約は消滅します。	
主な特約	米ドル特約C型 豪ドル特約C型 必須付加	付加したいいずれかの特約の通貨を契約通貨として取り扱います。
	円入金特約	保険料を円でお支払いのみいただけます。 保険料を契約通貨建てで全期前納する場合は付加されません。
	円支払特約E型	死亡保険金、解約返戻金等を円で受け取れます。
	リビング・ニーズ特約	被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されたとき、死亡保険金を特約保険金として被保険者が受け取れます。
	指定代理請求特約	被保険者が受取人となる保険金を、被保険者が請求できない特別な事情があるときに、指定代理請求人が請求できます。
	無配当年金特約	死亡保険金を確定年金(5・10年)として円で受け取れます*3。
	無配当年金支払移行特約	将来の死亡保障にかえて、確定年金(4・5・6・10年)として円で受け取れます*3。

\*3 第1回の年金請求の際に、「円支払特約E型」を付加していただきます。

## この保険にかかる費用

### 保険関係費

- お払い込みいただいた保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持に係る費用に充てられ、それらを除いた金額が運用されます。また、契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障に係る費用等が控除されます。

※ 保険関係費は、契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。

### 解約時、減額時、払済特別終身保険への変更時および払済定額終身保険への変更時にご負担いただく費用

- 次の①～④の手続き時には、契約日から解約する日または契約内容を変更する日までの経過年月数(保険料をお払い込みいただいた年月数)に応じて、積立金額から解約控除をご負担いただきます。

①解約 ②減額 ③払済特別終身保険への変更 ④払済定額終身保険への変更

- 解約控除をご負担いただく期間は、契約日から10年間とします。

※解約控除は、経過年月数(保険料をお払い込みいただいた年月数)・保険料払込期間等によって異なるため、一律には記載できません。

※払済特別終身保険または払済定額終身保険への変更後の解約および減額時に、解約控除のご負担はありません。

### 外貨のお取扱いによりご負担いただく費用

- 前納する保険料を外貨でお払い込みいただく際には、取扱金融機関への振込手数料をご負担いただく場合があります(くわしくは、取扱金融機関にご確認ください)。
- 死亡保険金等を外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは、取扱金融機関にご確認ください)。
- 次の場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)\*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
① 「円入金特約」を付加し、保険料を円でお払い込みいただく場合の為替レート	契約通貨の TTM+50 銭	
② 「円支払特約E型」を付加し、死亡保険金などを円でお支払いする場合の為替レート ③ 「無配当年金特約」および「円支払特約E型」を付加し、年金基金を円に換算する場合の為替レート ④ 「無配当年金支払移行特約」および「円支払特約E型」を付加し、積立金を円に換算する場合の為替レート	契約通貨の TTM-1 銭	契約通貨の TTM-3 銭

\* 対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

※外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用は2020年11月現在のものであり、将来変更されることがあります。

### 無配当年金特約または無配当年金支払移行特約を付加した場合、年金支払期間中にご負担いただく費用

- 年金支払期間中、次の年金管理費をご負担いただきます。

項目	費用	時期
年金管理費 【年金支払の管理にかかる費用】	責任準備金額に 0.4%を乗じた金額	年金支払日に 責任準備金から控除

## この保険の為替リスク

- この保険は外貨で運用するため、為替相場の変動による影響を受けます。
- したがって、「お支払い時点の為替相場で円換算した死亡保険金の額等」が、「お払い込み時点の為替相場  
で円換算した保険料の総額」を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。
  - ・ 契約通貨建ての保険料を円に換算した金額は、「円入金特約」の為替レートの変動に応じて、お払い込み  
のたびに変動(増減)します。
  - ・ 「円支払特約 E 型」を付加して円に換算してお支払いする死亡保険金の額等は、「円支払特約 E 型」の  
為替レートの変動に応じて、変動(増減)します。このため、「契約時点の為替相場で円換算した死亡  
保険金の額等」を下回ることがあります。